

様式（第8条関係）

審 議 結 果

次の審議会等下記のとおり開催した。

審議会等の名称	第34回 益田市行財政改革審議会
開催日時	令和元年8月1日（木） 15:00～17:00
開催場所	益田市役所本館3階第2会議室
出席者及び欠席者	○出席者 [審議会委員] 西村延剛委員・藤井幸子委員・大久保稔委員・岩本誠委員・戸佐間恵子委員・佐々木真理子委員・田中文仁委員、齋藤陽亮委員 [諮問] 副市長 河上信男 [事務局] 政策企画局長 島田博・政策企画課長 志田原渉・行革推進室長 岩井加恵・主任 野坂洋佑 [事業担当課] 人事課長 長嶺勝良・税務課長 澄川武寿・総務管財課長 和崎幹弘・財政課長 齋藤美佐男、課長補佐 齋藤秀樹・秘書課長 澄川雄司 ○欠席者 光延忠彦委員・宮田淳久委員
議題	(1) 行財政改革実施計画（継続改革期間）の進捗管理について (2) 益田市使用料・手数料に関する基本方針について (3) 益田市第三セクター取扱方針について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	政策企画局政策企画課行革推進室 電話：0856-31-0121

審議経過

1. 開会
2. あいさつ <副会長> 西村委員
3. 第33回益田市行財政改革審議会の結果報告について【資料1】
前回の審議会結果について、先般7月12日に庁内で開催した政策調整会議において報告した内容

を報告する。全 13 項目中 8 項目を評価した。平成 29 年度と比較した内容となっているが、評価結果はほぼ前年度同様となった。評価の低いものについては、確実に事業を実施するよう依頼し、全庁的に取り組むよう市長からも指示があった。この結果については今後、庁内掲示板を活用して職員にも周知する予定。

4. 議題（１）行財政改革実施計画継続改革期間（平成 29 年～令和 2 年度）の進捗管理について

◆実施項目の評価方法について事務局より説明【資料 2-1、資料 2-2】

実施計画の各項目について事務局が状況を説明し、評価方法に基づき総合評価の決定と進捗に関する意見を得る。

実施項目 1 職員一人ひとりの能力の向上

〔事務局／状況説明〕

所管課は人事課、行革推進室。人事課長の長嶺が本日出席。

計画の目的

ここでは、職員の人材育成、市民ニーズを業務に適切に反映できる職員の育成、能力と資質の向上を図ることを目的として活動項目と成果・効果額の目標を設定している。

各項目の実施状況の詳細は、7 の実施状況のところでも詳しく説明する。

総合評点

5 活動項目：進捗率は昨年度同様 75%

6 成果・効果額の目標：達成率は昨年度から下がって 25% だった。これは業務改善提案数が少なかったこと、市民アンケートを実施できなかったことが影響している。

7 総合評点：合計 100% で昨年度同様「3」としたい。

実施状況

○「業務改善提案数」は、庁内インフォメーションを活用し、積極的な提案を求めたが数値目標 55 件に対し 4 件のため、達成率 7.3%、0 点となった。今年 2 月にプレゼンテーションによる発表会を実施、提案件数は少ないものの精度の高い内容だった。

○「市民アンケートの業務改善への活用」は、市民アンケート実施できず達成できなかった。

○「実務研修を行った職場数の割合」は、全 39 課中 33 課において計 161 件の外部研修に延べ 339 人が出席。研修未実施の課は 5 課あった。

○「もっと知ろう研修」は年間 2 回、防災と環境をテーマに実施し、延べ 92 人が参加したほか、コミュニケーション研修に 39 人、プロセス管理研修に 64 人が参加。

委員	実務研修はどのようなものか。
事務局	外部機関が実施する研修で、業務に関する専門的な研修など外部に出かけて行うもの。
委員	市民アンケートはなぜ実施できなかったのか。計画の段階ではイメージができていたのではないか。
事務局	計画策定以降一度も実施しておらず大きな反省点だが、今年度は実施する予定。
委員	現段階でアンケート内容の方向性、対象者などイメージはあるのか。
事務局	他計画の策定にかかる市民アンケートと併せて、対象者は 2,000 名程度、幅広い年齢層を対象にして実施する予定。

委員	業務改善提案数の目標値と実績値が乖離している。今年度はさらに目標値が高くなっているが、目標値はそのままか。
事務局	目標は変更せず、提案数を増やす方法を課内で検討中。提案数増に向け早期に取りかかる予定。
委員	人材育成において研修参加は大切だが、研修未参加が５課あったのは理由があるか。
事務局	外部研修参加の要請がなかったことが要因。
委員	市民アンケートの現段階でのスケジュール、内容についてはどのようなになっているか。
事務局	案は事務局で検討しており、総合振興計画を策定するにあたって市民アンケートを実施することとしており、それに行革の項目も含める予定。現在委託業者選定中。その後具体的なスケジュールを決定するがいずれにしても今年度を実施する予定。
委員	「一定の効果があつた」ということで総合評点は「３」でよいか。
委員	１００点という点数からすると、ギリギリ３点ではあるが啓発の部分では効果があつたものと思われるため、「３」でよい。

◎ 総合評点「３」とする。

実施項目５ 歳入の確保

〔事務局／状況説明〕

所管課は政策企画課、税務課、総務管財課。本日税務課長の澄川、総務管財課長の和崎が出席。

計画の目的

ここでは、財政の健全化を目的として、収納率の維持向上、税以外の自主財源の確保を進めること、歳出を抑制するための目標を設定している。

総合評点

５活動項目：進捗率は昨年度の４７．６％から大きく改善し８１％。この要因としては、全ての項目において前年度の評価と同等または上回ったことが考えられる。

６成果・効果額の目標：達成率は７５％

７総合評点：昨年度「３」に対し、「４」と上がっている。

総合評点が上がった要因としては、５活動項目での進捗率が昨年度の４７．６％から８１％に上がったことが大きいと考えられる。

参考資料

広告媒体等の事業収入額、費目別収納状況

実施状況

○「ふるさと納税寄附実績」は、目標２億円に対し、実績として１億３８００万。返礼品のリニューアルを実施し、寄附額は昨年度を下回ったものの件数は２４６件増加という実績。今後も積極的にＰＲをしていきたい。

○「使用料手数料の見直し」については、消費税率改定に伴う見直しに併せ、算定方法の抜本的見直しを予定していたが、まずは方針策定を優先させようとのことで実施を先送りしたため、効果額としては上がっていない。

○「収納率の維持向上」については、市税の収納対策は早期の滞納処分取組み、島根県との連携した体制整備により収納率を維持している。

○市有財産の売却額・貸付額は、実績数値の内訳は、売却額２，２７９万３千円、貸付額４４１万

8千円。売却件数5件のうち1件が2, 213万円と97%を占める。

○広告媒体等の事業収入額

健康カレンダーは、官民協働の発行方法に改めたため、広告収入120千円はなかった。

担当課補足

(総務管財課)

・資産の利活用方針について説明する。例として市HPに掲載している益田東中学校の売却に関する資料を配布している。売却価格を明示し、売却促進している。

・資産の状況について、売却・貸付ができる「普通財産」は27,000件あり、内訳として土地、建物、美術品など。土地は田・畑・山林など。売却できる宅地はほとんどないのが現状。売却価格を設定するためには通常、地籍測量後、不動産鑑定をして売却するが、これらには100万円程度経費を要する。不動産鑑定も毎年時点修正する必要があるため、売却予定がないものは不動産鑑定を行わず、事業者からの土地購入意向があった時点で不動産鑑定を行うことにしている。

・実施状況の文言として「昨年度方針決定に至らず、今年度決定した」とあるが、「方針自体を設定していない」旨修正をする。

・事業者からの相談を受けてから対応することに加え、「益田市有財産有効活用検討委員会設置規定」の追加資料にあるように、関係課による検討を定期的に行っている。

委員	活動項目5の使用料・手数料の見直しに関する評価について、「b」は妥当か。
事務局	一部計画通りに実施できていない場合「b」評価となるが、見直し方針により見直し作業は行ったが、消費税率改定部分の反映のみとし抜本的な見直しを行わなかったため、この評価とした。
委員	口座振替割合の向上と新たな収納方法検討についてはどのような状況か。口座振替割合は向上したのか。
税務課	口座振替割合の向上については、広報など様々な媒体を活用して勧奨を行っている。新たな収納方法検討については、コンビニ収納を中心に平成29年度において検討したが、導入コストがかかるため、その後の検討は進めていない。
委員	コンビニ収納について平成29年度に評価が「c」となっているが、今年度は「b」となっている。「c」から「b」に上がったということは、口座振替割合が向上したということだろう。
委員	国営分担金の過年度収納の扱いについて、議会等でも指摘され、今後の対応について万全を期されていると思うが、その点説明をお願いしたい。
事務局	国営分担金については、今回の評価項目には含まれていないが、法的解釈が不十分であったことが要因として反省している。問題があった際に、各部において原点に戻り、根拠法令を研究したうえで、対応を確認している。また、今後市職員が研修を受けることにしている。
人事課長	研修は人事課が実施するが、国営分担金に限らず、市債権の扱いについて顧問弁護士による研修を8月末に実施する予定としている。
委員	成果・効果は個別評価ではなく、分担金も対象外であり、評価に現れないためこの項目に関する評価は良い結果となる。しかし、市民の感情としてはこの評価に納得できない点もあるだろう。今後の対応について説明があったが、ぜひ徹底してほしい。
委員	計画上の目標金額について、歳入額は予算額をあげているのか。
事務局	計画上の数字は予算とは不一致。歳入予算は前年度実績を加味して固めに設定している。
委員	市有地売却額のうち1件が97%を占めているが、この1件がなければ目標達成もできないのでは。営業計画の立て方はどうなっているのか、ある程度計画が必要ではないか。

委員	コンビニ収納については、県内含めほとんどの自治体で導入されており、一般的である。コストパフォーマンスのみで判断せず、市民サービスの視点からも導入に向け検討してほしい。
委員	総合評価は156%でぎりぎりではあるが「目標どおりの効果があった」として「4」でよいか。
委員	実施項目1についてもぎりぎりのところで「3」となった。分担金の関係が評価対象外であるためこの評価となるが、市民目線から判断すると、「4」で良いのか疑問に感じる。先ほど委員が言われたことを踏まえると「4」という評価はいかなものか。
事務局	厳しい評価をつけていただくことは可能。
◎ 総合評点「4」とする。ただし、実情を鑑みると「4」には値しない。今後の対応を徹底すること。	
実施項目6 歳出の抑制	
〔事務局／状況説明〕 所管課は行革推進室、財政課。財政課長の齋藤と課長補佐の齋藤が本日出席。 <u>計画の目的</u> ここでは、財政の健全化を目的として、歳出を抑制するための目標を設定している <u>総合評点</u> 5活動項目：進捗率76.2%、 6成果効果額の目標：達成率は100% 7総合評点：昨年度「2」に対し、今年度は「4」 評価が上がった要因としては、昨年度も事務局での評点は「4」だったが、審議において第三セクターの経営状況確認回数を数値目標とするのは適切ではないというご意見により「2」となった。 <u>実施状況</u> ○補助金と見直し件数と金額 ・平成29年度比で187件、一般財源ベースで9,092万8千円の減。 ○法定外繰出金の総額 ・従来一般会計として処理していた介護サービス事業を想定企業会計で処理することとなり増額となった。 ○第三セクターとの経営状況の確認 ・各三セクに対して経営改善会議、株主総会、取締役会などで延べ68回の経営状況確認を行っている。昨年度評価の際、委員コメントとして「経営状況の確認を行った回数が目標となっていることは適切ではない」とのご意見をいただいたところだが、「第三セクターとの協議の場を定期的に設け、経営改善への働きかけを定期的に行う」ことを活動項目としているため、今回も同様に、回数での評価を行っている。後ほど説明するが、今後は、定期的な協議に加え、組織的に第三セクターに関与する体制をつくり、早期の経営改善を求める方針。	
委員	㈱ひきみの決算状況についてはどうか。
委員	㈱ひきみは既に整理されていると思うが、その際に提出されているのではないか。
事務局	本日は持ち合わせていないため次回報告する。
委員	㈱エイトで損失が生じている原因は何か。

事務局	(株)エイトはラーバンという食料品販売の店舗を農協から受託経営している。初期投資としての改修に経費がかかったのが要因。ラーバンでは、高齢者の見守りを兼ねた店舗運営が可能か研究を始めている。いつもと様子が違う方、2～3日買い物に来られない方など、支所と地域が連携して見守りができないかなど、買い物プラスアルファの機能を伝えることで利用度向上につなげていきたい。
委員	福祉的要素を入れることが利益獲得にはつながらないのではないか。
事務局	存続のために地域の力を借りたい。地域全体でラーバンを使う仕組みづくりをしたい。
委員	きのこハウスについてはプラスになっているが、エリンギ以外の商品を作ったということか。
委員	エリンギの商品価値を高めるため「美味しまね認証」を取得し、単価を上げて経営改善を図っている。
委員	法定外繰出金について、今後も想定企業会計で処理する予定か。
財政課長	今回から想定企業会計で処理する。
委員	平成30年度の市債の削減額について、予算と実績があるがどのように見るか。
財政課長	数値目標が当初予算額で、実績数値が決算額となる。 市債の発行額については、当初予算額よりも決算額が補正により増となり、多く発行したということ。
財政課長補佐	削減ができず100を割り込んだという結果
委員	償還額はどのように解釈するか。
財政課長	償還額についても、当初予算額よりも決算額が補正により増となり、多く償還を行ったということ。
委員	補助金の見直しと件数について、計画上の目標数値が平成32年度に急激に上がっているのはなぜか。
事務局	理由は把握していない。
委員	実質的に効果が上がらなかったという点で「4」は妥当ではない。
委員	経営状況の確認回数をもって評価とするのは妥当ではない。
委員	実績67回の回数より中身が大切。行政の関わり方としては、真摯に対応していると見受けられる点は評価できる。
◎総合評点「3」とする。	
実施項目7 総人件費の適切な管理	
〔事務局／状況説明〕 所管課は人事課 <u>計画の目的</u> ここでは、総人件費を抑えるため、適切な定員管理を行いつつ、各職場内におけるマネジメントを徹底することで超勤時間の削減に取り組み、業務の効率化や優先施策に応じた組織の編成を進めることを目的として目標設定している。	

<u>総合評点</u> 5 活動項目：進捗率は昨年度同様 100% 6 成果・効果額の目標：達成率は 100% 7 総合評点：昨年度「4」に対し平成30年度は「5」としたい。 <u>実施状況</u> ○「定員適正化計画」は平成30年度～令和4年度を計画期間として新たに策定し、安定した市民サービスを提供するための職員数とすることとしている。 ○「年間総超過勤務時間」は、災害対応、選挙対応等が少なかったことと、業務に即した職員配置により昨年度を約 8,000h 下回った。 <u>担当課補足</u> 昨年度の 51,469h と比較し 43,404h と 8,000h 減。これは選挙や災害、派遣職員など全職員の全ての超過勤務の合計となる。超過勤務をゼロにするのは難しい。	
委員	給与水準は適正か。行政職員は平均年収が高いと感じる。益田市の平均収入を基準に考えることはできないものか。
人事課長	公務員の給料の決定は、人事院、人事委員会が民間給与を調査したうえで勧告され、その上で決定している。調査対象も、50人以上で行政と同等の役職構成がある企業で、高卒、大卒の初任給をはじめ、あらゆる階層で比較をしている。益田市内にも公表はされないが調査対象の企業があると聞いている。これらを踏まえ人事院が勧告している。また人事院では、社会情勢を踏まえ、給与を上げるだけではなく公務員給与のあり方を見直し、その結果減額を勧告することもある。中にはこの勧告通りに対応しない自治体もあるが、益田市は勧告に従い減額対応も図ってきた。単に市内企業にアンケートを取るということではなく、益田市が独自で市内企業を調査する権限を与えられていない中でこうした勧告に基づいて対応している。
委員	残業時間について、どれくらいが適正なのかわからない。200%で「5」となっているが、今後の目標値がなければ、200%という実績は下がるのではないか。
人事課長	民間企業では労働基準法改正により月45時間、年間360時間上限とされた。国においても同様に規則を制定している。各地方自治体が今後、これらの時間の条例化などをどうするかということが課題となっている。しかしこれらが一律先行すると、超勤しても超勤時間を申告できない者も出てくる。目標は設定しづらいが、職員適正化計画に定める職員数で業務を進めるうえで、益田市ではここで言われる時間以下の月30時間、年330時間を超えないことを目標と考えている。
委員	有休は最大40日だが、完全取得か。
人事課長	年次有給休暇は前年の繰越分を入れると最大40日となるが、取得日数は平均10日程度で、全く取得しない者も複数名いる。このたび労働基準法改正により民間企業では年間5日間指定して休ませなくてはならなくなった。公務員も同様に取り組む必要があり、対応を図っていくこととしている。
委員	心身を壊すものも出るのではないか。
人事課長	メンタルヘルス疾患については、原因はいろいろある。直接の要因はわからないが、休職する者はいる。
委員	課によって超勤実態がまちまち。職員数についてはどのように考えるか。

人事課長	基本的には翌年度の事業内容に応じて必要人員について所属課長にヒアリングを行っているが、確定申告時など、特定の時期に限って超過勤務が増えることはある。また、恒常的に超勤が多い職員もいるが、所属長がマネジメントし、業務量を適正に配分する努力を徹底する必要がある。
委員	総合評点を「５」の「目標以上の効果があった」とするのは適当ではない。
◎総合評点「４」とする。	
実施項目１３ 行政の見える化と情報公開	
〔事務局／状況説明〕 所管課は秘書課、全課。秘書課長の澄川が出席。 <u>計画の目的</u> ここでは、市の施策全般に関して積極的にわかりやすく情報公開することで、市民の関心を高め、市民参画の機会を確保し、市民と共にまちづくりを進めることを目的として目標設定している。 <u>総合評点</u> ５活動項目：進捗率は１００％ ６成果・効果額の目標：達成率は８３％ ７総合評点：昨年度「３」に対し「４」としたい。 総合評点が上がった要因としては、５活動項目での進捗率が昨年度の５８．３％から１００％に上がったことが大きい。 <u>実施状況</u> ○「市長への手紙、市長と語り合う会の実施による市民の声の反映」については、市長と語り合う会は年間１０回開催し、広聴事業としての効果があった。 ○市長への手紙は、全２７件、主としてメールにより、意見８件、提案・要望各５件、市役所に関するものが最多の１０件。 ○「財政課ホームページアクセス数」としては、４，２２２件。 ○「各メディアを活用した情報周知」として、各課のＨＰは約８割の課が定期的にチェックし、最新情報を掲載しているが、アップデートまではしていないという状況。またＨＰのアクセス数が最も多いものとして、上から順に秘書課７４，０００件、政策企画課３５，０００件、高齢者福祉課２６，０００件、入札管理室２８，０００件となっており、市長の動きに対する市民の関心の高さや事業者の情報収集手段となっていることが伺える。 ○「各種審議会」は、全１９課で２８件あり、９５％が開催案内や議事録をＨＰで公開している。	
委員	ＨＰの各課の情報整理について、部署数はいくらか。
事務局	全３９課中３０課で定期的にチェックしている。
委員	ＨＰは見にくいと感じる。改善には経費もかかるだろうが、行政担当者が他市のＨＰを比較し確認することが大切だと思う。
委員	各種審議会の内容について、会によっては白紙に近いもの、次第の掲載のみとなっているものなど対応がまちまちだと感じる。この点も併せて確認してほしい。
◎総合評点「４」とする。	
事務局	全１３項目の評価が終わった。この結果をまとめ、政策調整会議、議会で報告するとともに、この結果を踏まえ、評価が低い項目について担当課と協働して取り組んでいきたい。また、計画の見直しが必要かどうかを併せて検討し、変更が

	必要と判断した場合は、今後本審議会に諮ることとしたい。 前回の評価項目の一つに、職員アンケートを実施する点があったが、集計結果をまとめたので本日資料として添付している。詳しい説明はしないが、この結果を踏まえ、計画に定めているように、職員アンケートを人材育成に反映し、人事課等関係課と連携して取り組む予定。また、この結果はHPに掲載して公表している。
委員	回答率43%はどう考えるか。
事務局	回答率は低いですが、今後さらに呼びかけをしながら全職員からの回答を得たい。
4. 議題（2）益田市使用料・手数料に関する基本方針について	
[副市長／諮問書2件について副会長に交付] 副市長が当審議会への諮問内容を読み上げ、諮問書を副会長に手渡す。委員へは写しを配布。2点について諮問したい。ご議論をいただきたい。	
事務局	令和元年5月の審議会において「見直しに関する基本方針」として、少し説明した。使用料・手数料の適正化に向けた基本方針の策定について、諮問をする。 5月の審議会において、平成30年11月の庁内策定版をお示ししたが、その後内部で再度内容を検証する中で、手直しの必要な点が散見された。 ・算定ルールが施設の貸出前提で、他の使用料への汎用性がない ・コストの項目、考え方 ・調整項目の整理が必要。（端数調整は「どの段階で行うのか」など。） 以上の問題点を踏まえ、外部公表を前提として、職員も使え、外部から見ても算定根拠が見えるよう構成から抜本な見直しを行い書き起こし版を作成した。これをもって諮問する。見え消しで作っているものが、前回配付したものに対する修正が必要と考えられる点を記載したもの。タイトルから設定に関する基本方針とあるのが書き起こし版となる。この書き起こし版の全体について審議いただきたい。 特に、 ・原価をどう算出するか ・減価償却費をどう扱うか ・減免の基準の明確化 ・受益者の負担割合 ・年齢階層、営利・非営利、居住地が市内か市外か、など調整項目も設定している。 公表はするが、庁内の考え方の整理であって、最終的な金額の決定は条例改正の際の議会での審議となる。ひとまずは論理的な部分についてこの考え方で良いか忌憚のないご意見をいただきたい。 おおまかなスケジュールは、諮問後10月までに課あてにメール・電話等にてお気づきの点についてご意見をいただき、10月の審議会でもその間出た意見や当日出た意見を審議し、11月に正式策定したい。策定する段階では議会への報告を行い、策定後はHP公表を予定している。
4. 議題（3）益田市第三セクター取扱方針について	
事務局	「益田市第三セクター取扱方針」の諮問について説明する。 第三セクターに関する方向性を見直す必要がある。平成25年6月に、「第三セクターの経営改善、第三セクターが行う事業及び第三セクターが管理する施設の見直しに関する指針」を定め行財審にも報告しているが、最終的な報告、HP等での公

	表をしておらず浸透していない。この指針では ・第三セクターに対する財政的関与・人的関与のあり方 ・経営状況の点検、必要性等の検証 ・統廃合等を含めた見直し方針の決定手順 が定められていた。現在、この旧方針について、平成２６年１２月に一部改訂をして以降、手入れが行われていない。また、平成３０年２月、総務省より、地方公共団体に対し、債務超過法人等に係る経営健全化方針を策定・公表を義務化する旨の通知が出されており、これらも盛り込む必要がある。このような観点から新たに定めたい。最終的に公表し、市にとっても、第三セクターにとっても、市民にとっても方向性が明確化されることになる。 特に、平成２５年６月に定めた旧方針では、指導に関する実効性が担保されていなかった。今回は、ある水準を上回る場合は廃止・統廃合を視野に指導、また株主として適正な関与、株主責任を果たす点など記載している。スケジュールは使用料・手数料の基本方針と同様。特に方向性判断の類型、赤字部門の清算、法人の統廃合の決定手順を定めているので過不足がないかご意見いただきたい。
委員	この資料は現時点での案か。平成２５年６月に策定した旧方針についての資料はないということか。
事務局	旧方針の資料は添付していない。
５ その他	
◇次回審議会開催予定日 今年度１０月前半を目途に日程調整をしたうえで決定しお知らせする。	

以上